

市場化テスト事例集

- 1 主な導入事例
 - 1 - 1 施設の管理・運営業務
 - 1 - 2 試験業務
 - 1 - 3 統計業務
 - 1 - 4 0A 業務
- 2 公共サービス改革法・法特例を活用した事例
 - 2 - 1 国民年金保険料収納業務
 - 2 - 2 登記簿等の公開に関する業務（乙号事務）
 - 2 - 3 刑事施設運営業務
- 3 公共サービス改革法・特例規程
- 4 事業別改善事項・指摘事項

1-1 導入事例・施設の管理・運營業務

〈概要〉

中央合同庁舎等の管理・運營業務については、内閣府特命担当大臣資料(第55回監理委員会)に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大を受けて、平成23年度より民間競争入札により事業を実施。

設備管理、清掃、植栽管理、警備、受付、環境測定、電話交換、エネルギー管理等の業務を一体的に発注



民間事業者の創意工夫の発揮(一例)

- エレベータ閉じ込め救出訓練、発電機の緊急起動等、災害等に備えた緊急時対応訓練を定期的実施
- 庁舎屋上のルーフトレインの点検・清掃を毎月の定常化業務とし、台風等から予防保全
- 女性警備員を増やすことで、女性不審者への対応、女子トイレの巡回等、男性警備員ではケアしづらい部分での対応を可能とし、警備の質を向上
- 空調機フィルター用消耗品について、清掃等を充実させ、交換回数を減らし、コスト削減

○ 効果的な省エネルギー提案等による光熱費削減の例

- 監視装置データを活用したエネルギー消費量の低減(節電プログラム)
→ 従前と比較して、**約35%程度(約1,600kw程度)の電力量を削減**(K省)
- 電球のLED化、蛍光灯の間引き、効果的な空調設備の運転等による節電
→ 従前と比較して、**約8%程度(約100万kwh)の電気使用量を削減**(G省)
- 契約電力量の見直しに伴う電気料金の削減
→ 従前と比較して、**約2千万円の削減**(K省)

民間事業者の創意工夫により、従来の入札(最低価格落札方式)では得られなかった効果

質の確保

☆ 環境への配慮(目標を十分に上回るCO₂の削減)

K省の管理・運營業務においては、省エネ法及び環境確保条例を遵守し、温室効果ガスの削減に努め、平成23年度と平成24年度の排出量の平均値が、基準となる平成13年度と比較して、**約29.8%削減**された。

市場化テスト実施前(平成22年度)は、約23%程度であり、**約7%改善**した。

◆ K省が掲げる温室効果ガスの削減目標

平成13年度の総排出量を基準として、平成22年度から24年度までの総排出量を平均8.5%削減する。

☆ 利用者の高い満足度

- 施設利用者アンケート(「快適性の確保」の観点で実施)において、「良い」及び「概ね良い」の回答が約9割となる等、**十分な満足度**を得ている。(中央合同庁舎N号館)

☆ 品質の維持・安全性の確保

- 管理・運營業務の不備に起因する当該施設における執務の中断、空調の停止、停電、断水の発生、施設利用者の怪我の発生等は生じなかった。(全合同庁舎共通)

各業務はすべて適切に実施され、確保すべき質はすべて達成された。

コスト削減効果

競争性の改善により、従来よりも約1億7千万円の経費を削減(単年度比較)

加えて、

管理・運營業務の経費に含まれず、別途、各府省等が負担していた光熱費等が削減された

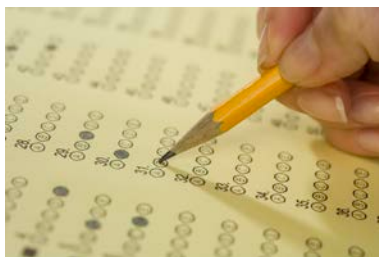
1-2 導入事例・試験業務

〈独〉情報処理推進機構 情報処理技術者試験事業の例
〈概要〉

国家試験。応募者数年間約40万人
(4月と10月の年2回実施)。

〈業務の内容〉

試験会場の確保、会場責任者・試験監督員等の確保、
試験運営実施業務等 (契約期間:約2~3年間)



従前は、独立行政法人の支部組織で実施

各地域毎に順次市場化テストを実施

支部組織をすべて廃止

複数者の入札参加により、従来経費と比べて約1.4億円のコスト削減

民間事業者の創意工夫の発揮

- ・ 会場責任者や主任監督員等は、情報処理技術者試験又は他の国家試験等経験者を優先的に採用。
- ・ 受験申請者数の多い試験地においては、会場責任者をはじめ、副責任者、主任管理員、主任監督員を事業者の社員で実施。全試験地において集合教育等の教育体制や試験当日の実施体制が従前よりも強化されており、また、**全試験地の主任監督員以上のほぼ100%**が、事業者から**集合教育**を受けている等、試験事業を確実に遂行するための創意工夫を発揮。

質の確保

試験問題の事前漏洩、試験遂行上のトラブル等は見られなかった。また、以下の確保すべき水準はすべて達成された。

☆ 試験会場の確保

- ・ 概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場の確保
- ・ 余裕を持った試験室内の座席配置

☆ 適切な試験運営

- ・ マニュアルに基づいた正確かつ公平な実施、受験者の安全確保を第一に考えた試験運営
- ・ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止

※ 公共サービス改革法に基づく秘密保持義務(みなし公務員規定等)が受託者に適用され、国家試験の運営に必要な質を確保

○主な市場化テスト実施例

- ・ 診療放射線技師国家試験事業外5試験事業
(※平成29年度から医師国家試験事業外11試験事業)
- ・ 土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務
- ・ 計量士国家試験事業
- ・ 公認会計士試験事業
- ・ 情報処理技術者試験事業

厚生労働省	H26.4~H29.5 (H29.4~H32.3)
環境省	H26.4~H29.3
経済産業省	H26.4~H29.3
金融庁	H26.4~H29.8
経済産業省	H25.10~H28.12

1-3 導入事例・統計業務

質の確保の例

- スケジュールに沿った確実な業務の実施
- 回収率の向上～QRコード作成による、オンライン回答の促進等回収率向上に向けた取組
- 結果の正確性
- 問合せや苦情等の照会対応

○主な市場化テスト実施例

・内水面漁業生産統計調査	農林水産省	H26.11～H31.8
・農作物価統計調査	農林水産省	H26.11～H32.3
・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	H27.5～H30.3
・経済産業省企業活動基本調査	経済産業省	H27.4～H30.3
・建設関連業等の動態調査	国土交通省	H25.4～H28.3
・消費動向調査	内閣府	H25.4～H28.3
・容器包装利用・製造等実態調査	経済産業省・農林水産省	H26.4～H27.3
・石油ガス流通合理化調査	経済産業省	H26.4～H29.3
・石油産業情報化推進調査	経済産業省	H29.4～H33.3

1-4 導入事例・OA業務

質の確保の例

- システム可用性(正常稼働)の維持
- システム運用上の重大障害の防止
- セキュリティ上の重大障害の防止
- バックアップセンター利用満足度の向上
バックアップセンター利用者に対する満足度のアンケート調査結果の向上

○主な市場化テスト実施例

・財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務	財務省	H25.9～H28.12
・環境省ネットワークシステムの運用管理業務	環境省	H24.4～H28.10
・(独)造幣局・基幹サーバ等運用管理作業 ほか73事業で実施	財務省	H25.4～H28.3

- 公共サービス改革法では、国民年金保険料の収納に関する業務の民間委託に関し、国民年金法等の特例が規定されている（第33条）。

特定業務（第33条第1項）

- ① 保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
- ② 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
- ③ ①により確認した理由その他の①及び②の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

非弁行為との関係（同条第4項）

保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第72条の規定は適用しない。

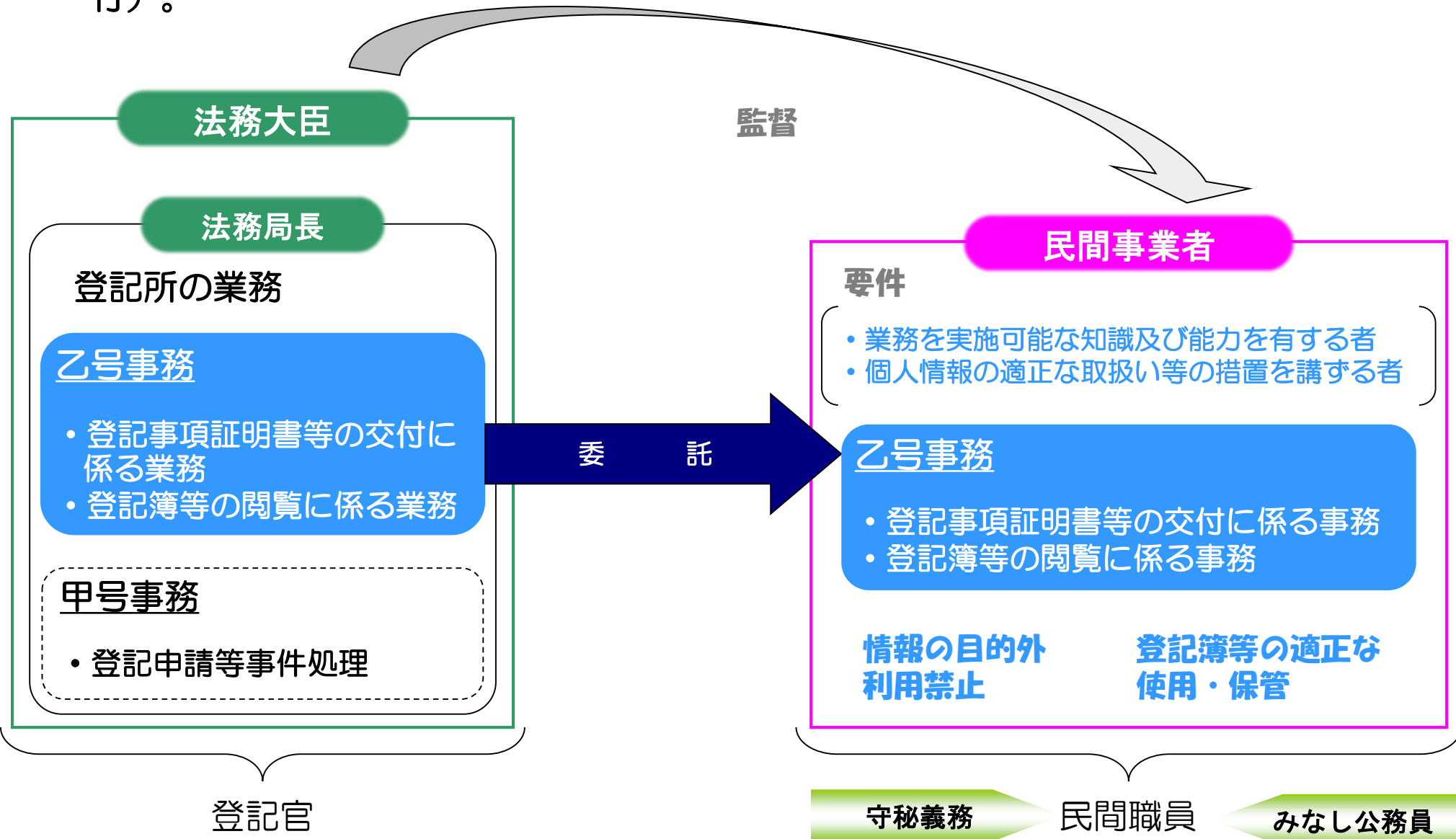
※滞納者が保険料の納付を拒否している場合は「法律事件」に該当するため、保険料の納付の請求という「法律事務」を行うことは、本来、弁護士法第72条に抵触する。

（参考）弁護士法

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2-2 法特例を活用した事例・登記簿等の公開に関する業務(乙号事務)

- 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間委託を可能にするため、第33条の2が追加され、不動産登記法等の特例が設けられた(平成19年5月成立、同年7月施行)。



2-3 法特例を活用した事例・刑事施設の運営業務

市場化テスト対象業務

総務・警備業務

作業・職業訓練業務等

実施刑務所

静岡刑務所、笠松刑務所



黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所

(事業期間：平成22年5月から平成29年3月までの7年間)

官と民の業務範囲

監督措置

委託

法務大臣

民間事業者

業務の質の維持・向上
経費の節減

委託可能範囲

※法律の特例により、民間事業者
が実施可能となったサービス

実力行使

権利制限

受刑者処遇

公権力の行使

刑務官

施設の警備

収容監視

職業訓練

信書の検査補助

矯正教育

健康診断

特定
公共サービス*

食事の提供

総務系の事務

洗濯

清掃

公共サービス

地域雇用の拡大

守秘義務

民間職員

みなし公務員

質の維持向上の例

作業・職業訓練

☆ 社会貢献作業の実施

- ・特別養護老人ホームの車椅子の清掃作業を実施



社会的意義のある作業を通して受刑者の達成感を醸成

☆ 農業科

- ・施設内の農場で職業訓練として農業に関する基礎知識と技術を習得



☆ 情報処理技術科（情報ビジネス）

- ・施設内でパソコンを使用し、基本操作、CAD、CG関係の知識及び技術を指導
- ・幅広い職種で、就職活動や転職活動の際に求められるパソコンのスキルを養成

☆ ネイリスト科

- ・専門学校の協力の下、基礎技術の習得と自立開業に必要な知識の習得

☆ 給食

- ・新調理システムを導入した就労に直結する実践的職業訓練の実施

講義

実践

給食担当企業での採用



民間のノウハウを活用した充実した就労支援

3-1 法令の特例(財政法の特例)

- **公共サービス改革法では、国庫債務負担行為の年限に関し、財政法の特例が規定されている(第30条)。**

(地方公共団体における債務負担行為の年限は法律上定められていないため、各地方公共団体の予算において債務負担行為を定め、議会の議決を経た上で、その範囲内で契約期間を定める。)

一般事業

財政法により **5年**が上限

財政法(昭和22年法律第34号)

第十五条 (略)

- 3 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降 **五箇年度以内**とする。



官民又は民間競争入札では、新たな設備投資や人的投資等を行うため、5年を超える実施期間が適当な場合が想定される。

官民競争入札等対象事業

特例により **10年**が上限

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)

(財政法の特例)

- 第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降 **十箇年度以内**とする。



ただし、競争環境を維持する観点や、公共サービスの見直しを不断に行う観点から、実施期間が過度に長期となることは適切ではない。

具体的には、個々の公共サービスの態様に応じ、
最大10年の実施期間の範囲内で実施要項に設定

3-2 法令の特例(公共サービスの適正かつ確実な実施)

- 公共サービス改革法では、民間事業者が公共サービスを担うこととなった場合に、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を規定。

①秘密保持義務規定

- ・ 民間事業者、その従事者に対し守秘義務を課す（第25条第1項）。

②みなし公務員規定

- ・ 民間人であっても、公共サービスに従事する者については、賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪などが適用（第25条第2項）。

③監督規定

- ・ 民間事業者に対し、報告を求め、必要に応じ立入検査を行う（第26条）。また、必要な措置をとるべきことを指示することも可能（第27条）。

④契約解除等の措置

- ・ 契約の解除事由を明確に規定（第22条第1項）。
- ・ 解除する場合には、公共サービスを中断させないように、新たな官民又は民間競争入札の実施、国の行政機関等による実施など、必要な措置を講ずる（同条第2項）。

○実施要項上の取組・見直し例

1 平成28年に審議した実施要項の概要(全58件)

代替提案(入札参加者から仕様の見直し提案をもとめた例)	12
事業の分割・業務範囲を見直した例	10
事業期間を見直した例	13
公告期間・引継ぎ期間を延長した例	10
入札説明会を実施した例	51
現地説明会を実施した例	18
インセンティブ・ディスインセンティブに関する規程を設けた例	13

2 平成28年に審議した実施要項の概要(全58件)

○実施省庁による自主的見直し

1 公告期間	入札公告から申請書類、技術提案書の提出までの期間の延長
2 現地説明会・質疑応答	・入札に関する質問に対する回答書をHPに公開 ・企画提案書にページ上限を設定
3 事業期間	契約期間の見直し(長期化/短縮)
4 事業単位	発注単位の分割(それぞれの施設を一括発注していたところ、地域別に発注を行う/業務ごとに発注をしていたものを包括化)
5 入札参加資格	全省庁統一資格について下位等級を追加
5 入札参加資格	グループ参加における必須項目を緩和
5 入札参加資格	有資格職員の確保の緩和(一定数非常勤職員とすることを認める)
5 入札参加資格	各作業要員に求める資格等の要件の緩和
5 入札参加資格	業務従事者(統括マネージャ)の資格要件の緩和(某業務の経験年数10年以上 → 5年以上)
5 入札参加資格	経験等に関する配点割合の減少及び必要経験年数の削除
5 入札参加資格	共同企業体による入札参加を認める
6 質の設定	事業目的を踏まえ、確保すべき業務の質の設定項目の見直し
6 質の設定	企画書のひな形、様式例の提示
7 仕様・委託業務	仕様の見直し(監視カメラ設備点検保守業務等において、従前ヘルプデスク設置を求めていたところ、統括管理責任者を通しての保守の依頼で対応可能なことから、当該業務を廃止)
7 仕様・委託業務	事業者において対応困難な業務を委託対象から削除(従前、ある項目を調査する業務を委託対象としていたところ、これを履行できる者は限られており、かつ、事業実施庁で把握可能であることから、当該項目に係る業務については委託対象からはずし、事業実施庁から事業者へ提供することとした)
8 性能発注・代替提案	仕様書に示す要件・機能を満たすことができる機能・技術・構成が別にある場合その証明資料添付の上で提案可能とした。
9 総合評価	総合評価落札方式の導入
9 総合評価	総合評価落札方式以外の落札者決定方式を採用(業務が定型化しているため、一定の入札参加資格をクリアした参加者による価格競争での対応が可能)
9 総合評価	現行受託業者が有利となる評価基準「直近3年間に類似事業を実施した実績」の配点を見直した
9 総合評価	・総合評価基準について、以下の見直しを行った。 ① 価格点と技術点の配分の見直し(価格点:技術点=1:1 → 1:3) ② 絶対評価から相対評価への変更 ③ 技術点における基礎点と加点の配分の見直し(基礎点:加点=1,500点:1,500点 → 50点:3,100点) ④ 技術審査委員の構成の見直し(委員の2分の1以上を外部有識者とする)
10 引継	次期事業者への引継ぎを効率化するため試験実施時期を3月から12月実施へ変更
10 引継	受託事業者が変更する際の備品等の引継ぎを義務化
11 情報の開示	情報の開示の徹底

11 情報の開示	契約開始後、直ちに実施する業務を強調 (実施事業者に対するリスクの明確化)
11 情報の開示	業務量の適切な把握及び従来のアンケート結果開示による達成すべき質の水準把握等の十分な情報開示
12 官民のあり方	保守管理に係る責任分担を明確化
13 関係団体への広報	入札公告の掲載時や入札説明会の際に、応札可能性のある者に対して積極的に呼びかけを行う等の対応を実施
14 その他	契約金額の支払い方法について、年一括払いから毎月払いに変更した

○前期事業の評価における指摘事項を次期事業に反映させた例

1 公告期間	業務説明会開催時期の前倒し
1 公告期間	入札公告の時期を約1ヶ月早めることとした(1月→12月)。
2 現地説明会・質疑応答	「説明会から書類提出までの期間」延長 民間事業者の検討期間を確保するため、上記期間を従前の1ヶ月弱から、半月から1ヶ月程度長く確保
2 現地説明会・質疑応答	事業内容や実施要項を関係業者に広く周知し、理解してもらうため、入札前説明会や予告公告の実施などにより、より多くの業者参入を図れるよう取組を行う予定
2 現地説明会・質疑応答	入札公告前(意見招請時点)において積極的な資料閲覧を実施し、新規参入者が調達前から業務理解を深められよう閲覧対象資料も事業者の意見を踏まえた形で整理を行う。
3 事業期間	契約期間の見直し(長期化/短縮) ※短縮の例 実施期間について、前期事業では長期であったところ、人件費の変動や業務の需要の増減のリスクに対応するため、短縮
4 事業単位	発注単位を見直した。(全国で1つ→東日本と西日本に分割)
4 事業単位	関東地区を2地区に分割
4 事業単位	(施設管理)試行的な業務範囲の見直しを行い、11業務を3区分(①各設備点検業務及び運転監視等業務、②清掃・植栽・廃棄物監理・環境保全業務、③警備・受付業務)に分割して調達
4 事業単位	共同体の結成を困難とする要因である業務を2つに分割し、調達単位を2区分にした。
4 事業単位	県単位の区分で入札を実施していたが、受託可能な事業者がいないことから、某県を東部と西部の2つに区分。また、事業規模が大きい県も区分した。
4 事業単位	(OA業務)「統計処理システム」及び「情報提供システム(ホームページ)」を別調達とし、調達単位の見直しを行った。
4 事業単位	業務範囲の見直しを実施(本業務に含まれていた「プロジェクト情報管理システムの運用管理業務」を別調達とした。)
5 入札参加資格	管理技術者及び担当技術者等の資格要件の緩和等
5 入札参加資格	某資格について第1種と指定していたところ、種類を問わず類する資格を許容
5 入札参加資格	統括実務者の要件緩和:実務実績を3年以上有する者→2年以上に緩和
5 入札参加資格	(施設管理)「10万㎡以上の建物年間業務経験の有無」及び「中央監視装置における入出力管理点数35,000ポイント以上の遠隔監視業務経験の有無」の入札条件を削除。
5 入札参加資格	競争参加資格の緩和(A等級→A又はB等級)
5 入札参加資格	職員が有すべき資格の要件緩和(全員所有→1名所有)
6 質の設定	職員に対するアンケート調査について、回収率の低い項目、分類を明らかにし、実施省庁が集中的に督促することで回収率の向上を図る。 調査票の記入に関する疑義等の対応充実により質向上を図る。
6 質の設定	業務の実施に当たり確保されるべき質において、事業者の責任によらない・事業者では制御困難な項目を削除した
7 仕様・委託業務	担当者の条件を緩和(常勤職員を専任で2名→職員を常時2名)
7 仕様・委託業務	作業内容について、「システム運用関連証明書の発行」に関する項目の他、多岐に渡り記載をより詳細化している。
9 総合評価	評価の基準値について、前期事業を踏まえ見直し(例:調査票の目標回収率の見直し)。
10 引継	企画書作成期間や引継ぎ期間の延長(約1ヶ月→約1.5ヶ月)
10 引継	十分な引継ぎ期間の確保(約75日間の確保)
10 引継	システム運用稼働前の引継ぎ、現事業者等からの引継ぎ及び請負期間満了時の引継ぎについて、期間の確保を明確にした。
11 情報の開示	業務内容、実施方法をイメージしやすいように詳細に記述した

11 情報の開示	(セミナー実施支援業務)セミナーの内容のウェブサイトでの公開について、ダイジェスト版のみだったのを、フルバージョンの公開とする。
11 情報の開示	情報開示の内容として、概要、予算規模・要した人員、スケジュール、必要資料など民間事業者が業務内容、業務量等を把握し、入札参加を積極的に検討できるものとした
11 情報の開示	従来の実施状況に関する情報の開示において機構の人員増を明記するとともに、業務内容増加件数の想定を追記
11 情報の開示	業務内容及び業務量(過年度実績)を明示
11 情報の開示	(OA関係業務)対象となるシステムの設計・構築に係る具体的な情報の提供
11 情報の開示	仕様書本文中に用語解説を追記、従前実績の開示、閲覧可能資料の一覧表示
11 情報の開示	従来の実施状況の開示、入札説明会の実施、入札公告期間中の実施要項等への質問方法に電子メール追加
13 関係団体への広報	各地方整備局単位で実施要項の改訂や発注スケジュール等について関係業団体へ出向いて説明し、団体会員等への周知を依頼する予定。
13 関係団体への広報	入札公告の掲載時や入札説明会の際に、応札可能性のある者に対して積極的に呼びかけを行う等の対応を実施
14 その他	外部委員による評価に加え、まとめとして報告会を開催していたが、今回は報告会を開催せず、その役割も含める外部委員の評価を行うこととした。これをもって受託事業者の負担を軽減

○委員からの指摘例

1 公告期間	スケジュールの明確化
2 現地説明会・質疑応答	十分な期間を確保していると考えるが、更なる参加促進のため公告開始および入札説明会を前倒しすることにより3週間確保することとした。
4 事業単位	第4期事業については、委員からの御指摘等や今年度実施している検討業務の結果を踏まえ、適切な業務範囲での調達を検討する。
5 入札参加資格	(統計業務)統計関係(〇〇分野)としていたところ、当該分野に限定する理由がなく、かつ、同分野の事業者数は限られていることから、分野の限定を撤廃し、統計関係精通者へ事業資格要件を緩和
5 入札参加資格	・小委員会において入札参加資格の必要性について聴取し、原案記載の資格までは不要であることを確認、これを削除 ・説明において、「事業者において・・・な観点からの提案を期待する」との説明があったことから、技術提案書にかかる記載において、どのような提案を求めたいのか具体的に記載することとした。
5 入札参加資格	入札参加資格に関して、共同事業体として入札参加する場合は、代表者のみに求める要件と構成員についてののみ求める要件を分け、代表者以外の構成員に対してはISO等の認証取得を求めないこととし、要件を緩和
5 入札参加資格	地域性の観点から、求める実績数を緩和。
5 入札参加資格	参入業者の裾野を広げられるように職員の外国語能力について、業者がイメージしやすいよう能力の一応の目安を明示
5 入札参加資格	「資格を取得しているNPO法人も入札参加が可能である。」と明記した。
5 入札参加資格	統括マネージャとサービスマネージャに必要な経験とスキルの一部を削除した。また、経験及び資格に係る評価基準について整理し、配点を必須項目から任意項目に変更する等の見直しを行った。
5 入札参加資格	(外国語を要する窓口業務)申請窓口における使用言語別の申請件数については統計がなく、数値による言語の分布を記載することは困難であるが、入札説明会において日本語と英語以外で使用頻度が高いと考えられる言語について補足説明する。
5 入札参加資格	実施要項において「希望する入札参加者に対して、当該入札参加者が落札した提案書の評価に関する各表会員のコメントを通知する」と明示しているところ、評価点の内訳についても求めがあれば個別に開示する。
5 入札参加資格	(外国語を要する窓口業務)注意書きとして、下記のとおり記載する (注)使用言語ごとに相談員を配置する必要はなく、同一の相談員が複数言語に対応可能な場合も可。
5 入札参加資格	(外国語を要する窓口業務)スペイン語とポルトガル語は類似しており、現状として同一の相談員が両方の言語に対応しているところ、指摘を踏まえそれぞれ要対応と表記する。
5 入札参加資格	応募者としての条件として「過去3年に〇〇と同規模の地方公共団体・独立行政法人・国公立大学に対して～業務を成功裏に遂行した実績を有すること。」を求めていたが、「過去3年以内に実施された、本件と同等の規模(利用者数:200人以上)の案件において、本件で使用する製品と同等の製品を使用したシステムの構築(設計、開発及び導入)した実績を有すること」とした。
6 質の設定	アンケートについては事業実施省庁の責任において実施しており、回収率等を含め十分分析し評価時に説明できるようにする。
6 質の設定	事業の目的に照らし、質の達成状況の確認については、利用者の利用満足度調査ではなく、業務の実施記録を確認
7 仕様・委託業務	専門性が高く、民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務について、委託対象から整理するべき
7 仕様・委託業務	要員数を柔軟に考えてもらえるよう、仕様書の文中の業務ごと人数に「原則」を付記した。
7 仕様・委託業務	業務の運用体制において業務従事者の人数については、最低限必要な体制の人員の条件に基づき必要に応じて配置することとした。

7 仕様・委託業務	(外国語を要する窓口業務)外国語が必要であることを、業務内容の説明欄において、下記を追記する。 2(3)業務内容 委託業務内容は、別紙2「委託業務の内容」とおりであり、委託業務を実施するに当たり、業務従事者の中に日常会話程度の英語能力を有する者が含まれることが必要な業務である。
7 仕様・委託業務	業務処理に必要と認められる物品の主なものについて、下記のとおり追記するとともに、入札説明会において要望があれば、現場を確認できるようにする。 (物品関係) イ その他業務処理に必要と認められる物品 机, 椅子, コピー機, 更衣ロッカー等
8 性能発注・代替提案	事業者の常駐を前提とするのではなく、オンラインで業務を実施する事業者の参入余地を残すべきではないかとの意見に対し、次期以降検討するとした。
8 性能発注・代替提案	(OA)常駐者が1名、月に10日以上常駐する者が1名の計2名のところを、専任技術者を1名以上常駐させることとし、常駐させる専任技術者が不在となる場合には、その代替要員として、同様の技術者要件を満たし、かつ、本業務について十分に理解している専任技術者を常駐させることとした。また、これらをサポートするための後方支援部門を有することとした。
9 総合評価	技術評価の採点基準については入札説明会等で十分に説明を行うこととする。
9 総合評価	総合評価基準表について、評価項目全体の内容を見直し、加点項目の評価基準及び配点のランクを設定したほか、必要な要件については仕様書に記載
9 総合評価	センターが実施する研修全般についての利用者(研修者)からのアンケートとは別に、施設設備に関するアンケートを実施
9 総合評価	アンケートのサービスにかかる質問を「日常生活」「交流事業」「居室不具合」の3種類に分類した。
9 総合評価	総合評価基準表に補足資料として「類似する業務の具体的な経験及び実績」の例を示す一覧表を追加した。
9 総合評価	総合評価基準について 評価項目をトータルで1項目増やし(2項目の追加及び1項目の削除)、全10項目とし、評価ランク(配点)を3段階から5段階へ、重要度を2段階(高、低)から3段階(高、中、低)へと変更した。 また、現行有利と考えられる加点項目は削除や重要度を下げるなどの修正を行った。 併せて「評価基準」を明示した。
9 総合評価	アンケートによる評価について、より多くの声を拾えるよう回収率の向上など他の優良事例を検討いただきたい。
9 総合評価	アンケートのみに頼るのではなく他の評価方法についても検討いただきたい。
9 総合評価	技術提案の評価項目について、事業者にどのような提案を求めているのか明瞭でないため精査が必要ではないか。
9 総合評価	契約後にSLA(サービスレベルアグリーメント)を締結する項目の一つであるため、稼働率のみならず、締結するSLA全体として、目標を達成するための体制、方法について、評価基準の任意項目に追加した。
9 総合評価	対象業務の内容に「保安全管理」、「セキュリティ管理」及び「役務実施報告」の新たな定義付けを行い、「ITオペレーション管理」に記載していた内容をそれらの新たな定義と「サービスデスク」の内容の一部に振り分けて修正した。
9 総合評価	加点項目のうち重視する部分を「重要評価視点」と位置づけ、当該加点項目の評価の観点がわかるよう追記した。
9 総合評価	必須項目でなにを審査するのか、加点項目はなんなのかの考え方が不明瞭であったため、それぞれの記載を整理した
10 引継	引継ぎには現行業者と引継業者との間に委託省庁が入ると共に、引継ぎに必要なとなる経費負担のあり方(発生者が自己負担)を明確にした。
10 引継	引継ぎ経費の負担(資料の作成費用は現行事業者、交通費等は現行事業者と落札者の各々の負担)について追記
10 引継	引継ぎ経費について請負者が責任を持つ範囲を明確化し、現行業者が過度に優位にならないよう「公平公正に必要な措置を講ずる」とした。
11 情報の開示	従来の実施における目的の達成の程度について 現在の事業と同形態になった平成19年度以降から実施状況を開示することとした。
11 情報の開示	評価項目一覧について 管理技術者及び技術担当者の定義を追加し、管理技術者及び技術担当者に求める経験等について明記。また、実施件数については、件数を業務数に修正
11 情報の開示	市場化テスト導入に際して別契約にした契約に関する経費について、注記事項に追記した。また、別契約の業務との併任者の従事状況について、各年度の実施に要した合計人員数を追記するとともに、平成28年度については実質的な従事総工数を追記した。
11 情報の開示	業務量を把握しやすくするため毎年度業務量がどれくらい増えていくかを記載。
11 情報の開示	実施に要した人員の箇所において、常勤職員・非常勤職員数の別を記載。
11 情報の開示	入札参加希望者に対し、運用報告書及び運用計画書・運用手順書については平成26年度下期から最新のものまで開示するようにし、どのような業務が追加されて経費が変動しているのかがわかるようにした。

11 情報の開示	従来の実施状況に過去の実績を追記
11 情報の開示	設備不具合発生時のオフサイトセンターへの参集について指標を追加
11 情報の開示	過去の契約時における対象業務範囲が本実施要項のものと異なるので、その旨を注記
11 情報の開示	緊急参集の過去の実績を明示した 費用の精算方法に係る項を追加した
11 情報の開示	確保されるべき質の評価(モニタリング方法)について評価するのかを明確化
11 情報の開示	個人の資格の例として記載した資格について、ほぼ取得困難な例を記載していたところ、一般的な資格に修正
11 情報の開示	資料の閲覧については、機構全般の事業についてより理解を得られることを目的として実施要項上に機構ホームページのURLを追加記載。
11 情報の開示	資料の閲覧について、予め機構に閲覧を希望する旨連絡することで、閲覧申請の期限を設けず、訪問日時及び閲覧希望資料等について調整することができることとした。
11 情報の開示	入札前説明会や予告公告の実施に際しては、PD(プログラム・ディレクター)、PO(プログラム・オフィサー)を指定するなど、事業実施省庁が十分サポートすることを強調
11 情報の開示	従来の実施に要した人員に関して、実際に常駐している人数とそれ以外の人数は分け、常駐人数が5~6名である旨とそれ以外の人員の役割(代替要員、サポート要員)を記載
11 情報の開示	運用管理対象機器のリプレイスに係る情報提供について追記した。また、運用管理対象機器が増加した場合については、契約変更について協議し、対応する旨を記載した。
11 情報の開示	運転・保守・管理や外部利用者への技術支援の対象となる実験装置に関する情報、受注者が行う作業か否かが分かるような主語、外部利用者への利用満足度調査(アンケート)について、受注者が対応すべき作業範囲の明示
11 情報の開示	情報の開示において、従事職員の配置状況を追記。
11 情報の開示	情報開示について、平成28年度に増加する業務が明確でなく新規事業者にもわかるような記載を検討。
11 情報の開示	業務処理に必要と認められる物品を追記するとともに、入札説明会において要望があれば現場を確認できるようにする。
12 官民のあり方	(施設管理)本件は新築の施設なので、最初の時期に、設備関係の調整が必要になると思われる。この調整について、実施要項(案)に記載がないが、利用者からクレームが出た場合に、誰の責任になるのか、明確すべき。
12 官民のあり方	機構と請負者の作業区分を明確にするため分担表を追加
12 官民のあり方	実施要項中に、機構が、落札者の実施した業務の内容を確認し、その適切性に最終的な責任を持つ旨を明記
13 関係団体への広報	説明会への招集努力
13 関係団体への広報	受注が可能と思われる事業者(機構は10者程度把握)へ「実施要項案」を提示するなどし、参加を求める募集活動を事業主体として精力的に実施するとともに、入札公告後は、メール等で案内。
13 関係団体への広報	入札競争参加資格を有する者への周知 入札実施要項上以外の対応として、入札公告後には、入札競争参加資格を有する人材派遣会社等に対して、積極的に入札参加を促すとともに、より早く入札の実施について情報提供することにより、入札参加者の準備期間を確保し、競争性の確保に取り組む。
14 その他	その他の要項上の記述等について(業務における「芸術分野」)について、例示をするなど少し分かり易い記述を検討すべき。また、一部の表の情報が古い、確認書様式において「株式会社」とある部分は、合同会社なども含めた記述にすることを検討すべき。
14 その他	成果物の著作権の取り扱いについて、記載を修正した。
14 その他	万一、業者から提案のあった体制によりサービスレベルが著しく低下し、今後の改善も見込めない場合があることを想定し、入札実施要項及びSLA定義書に、契約の解除についての記載を追記。
14 その他	創意工夫の発揮例として、民間事業者では一般に実施困難な記載を改め、より実施しやすい例を参考例として提示し、広く求めることとした。